

内部質保証委員会規程

(目的)

第1条 跡見学園女子大学（以下「本学」という。）において、全学的な内部質保証を推進するため、内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(内部質保証の基本的考え方)

第2条 本学は、本学の理念・目的、教育目標を実現するために、教育研究をはじめとする本学の諸活動（以下「教育研究等」という。）についての方針・計画を定め、実施し、自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて、教育研究等の質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。

(任務)

第3条 委員会は次の事項を協議する。

- (1) 内部質保証の方針と手続きに関する事項
- (2) 教育研究等の計画、実施、自己点検・評価、改善に関する事項
- (3) 外部委員による外部評価に関する事項
- (4) 認証評価その他の第三者評価に係る事項
- (5) その他内部質保証に関し必要な事項

(組織及び運営)

第4条 委員会は、次に掲げる委員によって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長・研究科長
- (4) 全学共通科目運営センター長
- (5) 図書館長
- (6) 教務部長
- (7) 学生サポートセンター長
- (8) 入試部長
- (9) 就職部長
- (10) 事務局長
- (11) 情報メディアセンター長
- (12) 花蹊記念資料館長
- (13) 心理教育相談所長
- (14) 地域交流センター長
- (15) その他学長が指名する者

2 委員長は、学長をもってあてる。

3 委員長は委員会を主宰する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の招集)

第7条 委員長は、次の各号の一に該当する場合、委員会を招集する。

- (1) 各学期の初め
- (2) 委員長が必要と認めたとき
- (3) 委員の三分の一以上の要求があったとき

(庶務)

第8条 委員会に関する事務は、委員長の監督の下に事務局長が統括する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日より改正施行する。